

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

宮城県の制度融資を活用し、民間金融機関にも

実質無利子※1・無担保※2・据置最大5年融資を拡大します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の

保証料を半額又はゼロにします。

※1事業者が金融機関に支払った利子を年2回県が補給します。

※2既設定根抵当権を除きます。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

| | 売上高▲5% | 売上高▲15% |
|--------------------------------|----------------|--------------------|
| 個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ) | 保証料ゼロ・金利ゼロ・・・★ | |
| 小・中規模事業者 (上記除く) | 保証料1/2 | 保証料ゼロ・金利ゼロ ・・・★ |

※農林漁業や金融保険業、その他風俗営業等は融資対象外です。

令和2年4月末日までに新型コロナウイルス感染症関連資金を借り入れた事業者のうち、上図★に該当する方は、こちらの資金への借換をおすすめします。

詳細は、お取引金融機関までお問い合わせください。

その他の要件

- 補助上限額：4,000万円→6,000万円
- 補助期間：保証料は**全期間**、利子補給は**当初3年間**
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）

問合せ先：宮城県経済商工観光部商工金融課 Tel.022-211-2744
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1（宮城県庁14階北側）
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日より金融機関にて取扱を開始しております。まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類**

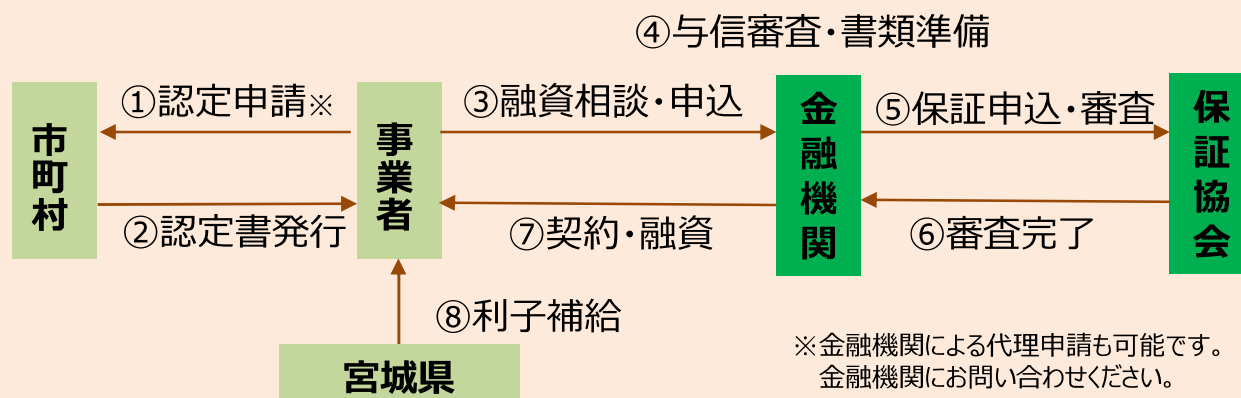
※詳細については、各金融機関へご相談ください。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。



※金融機関による代理申請も可能です。
金融機関にお問い合わせください。